

伊賀市告示第 168 号

伊賀市木造住宅除却事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市木造住宅除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時の木造住宅の倒壊等による災害を防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、伊賀市内の耐震性のない木造住宅の除却に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる工事)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成17年伊賀市告示第11号）第3条第1号から第4号までに掲げる要件に該当し、かつ、次のアからウまでの要件に該当する住宅（以下「旧基準木造住宅」という。）を除却する工事

ア 次のいずれかの耐震診断を行い、その評点が0.7未満であると診断されたもの

(ア) 伊賀市木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づく補助を受けて実施した耐震診断

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する者であって、三重県が後援し、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講したものが、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）の一般診断、精密診断に基づいて実施した耐震診断

イ 外壁面から敷地境界線までの距離が、平屋の場合は2m以内、2階建て以上の場

合は4m以内に建てられているもの

ウ 伊賀市が空家であると判断したもの

(2) 伊賀市内に主たる事務所を有する建設業者が施工する工事

(3) 他の補助金等の交付の対象とならない工事

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旧基準木造住宅を所有する者又はその直系血族若しくは相続人であつて、市税を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の額に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、20万7,000円を上限とする。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断の結果報告書

(2) 補助対象工事に係る見積書の写し

(3) 除却する住宅の位置図及び現況写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅除却事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定に際し必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付は、補助金の交付の対象となる者1人につき1回とする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条第2項の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、補助対象工事に要する費用の額、工事期間等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに木造住宅除却事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による変更の申請をするときは、当該変更の内容が分かる書類を添付しなければならない。

条件に従って補助対象工事が施工されていないと認めるとき。

(3) 関係法令に違反したとき。

(書類の整理等)

第12条 補助事業者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、当該変更又は中止を承認し、木造住宅除却事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（立入検査等）

第7条 市長は、必要があると認める場合には、当該工事現場に立ち入り、検査等を行うことができる。

（完了実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、木造住宅除却事業費補助金完了実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る契約書及び領収書の写し

(2) 補助対象工事完了後の写真

(3) 補助対象工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（E票）の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象工事を実施した日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅除却事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による確定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅除却事業費補助金支払請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求しなければならない。

（補助金の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第5条第2項の規定により決定した内容若しくは同条第3項の規定により付した

伊賀市告示第 175 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の施設を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 確認の年月日

令和 5 年 5 月 31 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
ロート製菓株式会社	さくらんぼハウス	伊賀市ゆめが丘 7 番地 3	一時預かり事業

伊賀市告示第 169 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

弥生区

代表者の氏名 藤永 稔

代表者の住所 伊賀市阿保 129 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮岡 定一

新代表者の氏名 藤永 稔

旧代表者の住所 伊賀市阿保 147 番地の 44

新代表者の住所 伊賀市阿保 129 番地の 2

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 30 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 170 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 22 年伊賀市告示第 17 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

広刈小場

代表者の氏名 岩本 綱之

代表者の住所 伊賀市霧生 227 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森本 知宏

新代表者の氏名 岩本 綱之

旧代表者の住所 伊賀市霧生 106 番地

新代表者の住所 伊賀市霧生 227 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 36 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

種生区

代表者の氏名 上谷 秀子

代表者の住所 伊賀市種生 822 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 奥 眞治

新代表者の氏名 上谷 秀子

旧代表者の住所 伊賀市種生 1490 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市種生 822 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 172 号

令和 5 年第 3 回伊賀市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和 5 年 6 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 5 年 6 月 9 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場

伊賀市告示第 173 号

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

所管課長は、債権回収事務の移管をしようとするときは、収税課長と協議の上、当該移管をしようとする滞納債権に係る滞納者及び連帯保証人（以下「滞納者等」という。）に対し、新たに納付の期限を指定し、納付催告書兼移管予告書（様式第 1 号又は様式第 2 号）により、移管予定事案となったことを通知するものとする。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 2 項とし、同条第 5 項中「第 3 項」を「第 1 項」に、「又は納付相談が合意に至らなかった」を「納付相談が合意に至らなかったとき、又は合意した分割納付が不履行に至った」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 6 項中「、第 8 項若しくは第 9 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項中「債権回収事務を移管した」を「市税の滞納者又は移管された滞納債権に係る」に、「対し、他の」を「他の」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「収税課長に債権回収事務の移管を書面により依頼する」を「当該通知に係る滞納債権の移管が適当であると認めるときは、第 1 項から第 3 項までの規定による手続きを行う」に改め、同条後段を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「第 5 項まで及び前項」を「第 3 項まで」に、「前条第 2 号」を「所管課長は、前条第 1 項第 2 号」に改め、「移管」の次に「をしようとするとき」を加え、同項を同条第 7 項とする。

第 5 条第 1 項中「前条第 6 項」を「前条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 9 項」を「前条第 7 項」に改める。

第 6 条中「、第 1 号に該当する場合を除き」を削り、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 収税課長が返還を適当と認めるとき。

第7条中「第5項」を「第3項」に改める。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式は、必要に応じて適宜修正して使用することができる。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式は、必要に応じて適宜修正して使用することができる。

附 則

この告示は、令和5年6月5日から施行する。

伊賀市告示第 174 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

伊賀市猪田大東区（略称：大東区）

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 住民相互の連絡調整に関する事。
- (2) 環境の整備及び改善に関する事。
- (3) 保健衛生に関する事。
- (4) 防災、防犯及びその他生活安全に関する事。
- (5) 大東公民館及び付属施設の維持管理に関する事。
- (6) 地域住民の親睦及び伝統行事の伝承等地域活性化に関する事。
- (7) 各種機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (8) 農業の振興に関する事。
- (9) その他本区の目的達成に関する事。

3 区域

伊賀市猪田（大東区）の全域

4 主たる事務所

伊賀市猪田 5685 番地（大東公民館）

5 代表者の氏名及び住所

氏名 前川 清

住所 伊賀市猪田 5598 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和5年4月21日

伊賀市告示第 176 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年上野市告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

諏訪住民自治会

代表者の氏名 山中 善典

代表者の住所 伊賀市諏訪 2516 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森岡 武司

新代表者の氏名 山中 善典

旧代表者の住所 伊賀市諏訪 2289 番地

新代表者の住所 伊賀市諏訪 2516 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 177 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中友生区

代表者の氏名 富田 茂昭

代表者の住所 伊賀市中友生 24 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 林 克至

新代表者の氏名 富田 茂昭

旧代表者の住所 伊賀市中友生 724 番地

新代表者の住所 伊賀市中友生 24 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 20 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

魚町自治会

代表者の氏名 相楽 昭男

代表者の住所 伊賀市上野魚町 2910 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 健二

新代表者の氏名 相楽 昭男

旧代表者の住所 伊賀市上野魚町 2867 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市上野魚町 2910 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 179 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 20 年伊賀市告示第 107 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

小田町第七番組自治会

代表者の氏名 長川 文郎

代表者の住所 伊賀市小田町 3822 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中野 晃樹

新代表者の氏名 長川 文郎

旧代表者の住所 伊賀市小田町 1172 番地

新代表者の住所 伊賀市小田町 3822 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 132 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

小林区

代表者の氏名 岩倉 唯之

代表者の住所 伊賀市柘植町 3404 番地の 1

2 変更事項

事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市柘植町字上北浦 3522 番地の 1

新事務所の所在地 伊賀市柘植町 3532 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 26 日

4 変更の理由

錯誤の修正による変更

伊賀市告示第 181 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているため、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

①令和 5 年 5 月 23 日

②令和 5 年 5 月 24 日

③令和 5 年 5 月 25 日

2 撤去場所及び台数

①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場 計 7 台

②桑町駅駐輪場 計 2 台

③上津駅前自転車等駐車場 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 182 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

①令和 5 年 5 月 23 日

②令和 5 年 5 月 24 日

③令和 5 年 5 月 25 日

2 撤去場所及び台数

① J R 佐那具駅 計 3 台

② 茅町駅、四十九駅、猪田道駅 計 5 台

③ 市部駅 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 183 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 132 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

きじが台地区住民自治協議会

代表者の氏名 坪野 芳美

代表者の住所 伊賀市上神戸 4353 番地の 291

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 村上 健治郎

新代表者の氏名 坪野 芳美

旧代表者の住所 伊賀市上神戸 4353 番地の 219

新代表者の住所 伊賀市上神戸 4353 番地の 291

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 5 年伊賀市告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野小玉町自治会

代表者の氏名 池田 真人

代表者の住所 伊賀市上野小玉町 3111 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西山 正幸

新代表者の氏名 池田 真人

旧代表者の住所 伊賀市上野小玉町 3066 番地

新代表者の住所 伊賀市上野小玉町 3111 番地の 4

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 7 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 185 号

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月12日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施する伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて伊賀市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主であるものとする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年9月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年9月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をい

う。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

(支給額)

第3条 支給対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者は、支給対象者(支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、当該支給対象者が属する世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者))とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請等)

第5条 給付金の支給を受けようとする受給権者は、第2条第1号に該当するときは伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給要件確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)を提出し、又は伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)(様式第2号)により申請し、同条第2号に該当するときは伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(様式第3号)により申請しなければならない。

2 前項の規定による確認書の提出又は申請(以下「申請等」という。)に基づく支給は、次に掲げるいずれかの方式により行う。ただし、第2号に掲げる方式による支給は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号の方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 伊賀市がその窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 受給権者は、申請等をするときは、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第6条 受給権者に代わり、代理で申請等を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- (4) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
- (5) 里親制度を利用している里子の里親
- (6) 配偶者等からの暴力を理由に避難している者を支援している民間の支援団体の職員
- (7) 留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の弁護士

2 前項に規定する者が代理で確認書の提出をするときは、確認書の委任欄へ必要事項を記入し、支給の申請をするときは、原則として委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による代理人の本人確認ができなかった場合又は受給権者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けない。

(申請受付開始日等)

第7条 給付金の支給の申請の受付を開始する日は、令和5年7月1日とする。

2 申請等の期限は、令和5年10月31日とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、申請等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、給付金の支給を決定し、当該受給権者（代理人を含む。以下この条において同じ。）に対し支給する。

2 市長は、前項の規定による支給を第5条第2項第2号に掲げる方式により行うときは、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、当該受給権者本人であること（代理人が受給するときは、当該代理人本人であること）を確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する給付金の支給決定通

知に代えることができるものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定により周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項の期限までに申請等が行われなかった場合は、当該受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定により支給の決定を行った後、書類の不備等、受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、第7条第2項の期限の日から14日以内に補正等が行われなかったときは、当該決定に係る申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給権者は、給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月12日から施行する。

別記 (第4条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で当該申出者が伊賀市に住民票が所在しない場合にも、受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴

者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない（婦人保護施設等に申出者が児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）と認められること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者（伊賀市内の施設等（第2号から第6号までに規定する施設等をいう。）に入所し、又は入居する者を含む。）であって、次の各号のいずれ

かに該当するもの（児童及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。））については、受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号に定める措置入所等障害者又は第 2 号に定める措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されているもの（伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。）については、受給権者とする。

- (1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。
- (2) 措置入所等高齢者とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が採られている者（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以後、伊賀市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると伊賀市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。

伊賀市告示第 186 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(言語聴覚士 募集)

令和 5 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
言語聴覚士	言語聴覚士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・ 日 時 令和5年8月4日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・ 令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年6月22日（木）から7月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、7月21日（金）午後5時15分までの必着とします。

(※)注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一

切の責任を負いません。

- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記入漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (TEL0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 11 月 1 日 (水)、令和 5 年 12 月 1 日 (金)、令和 6 年 1 月 1 日 (月)、令和 6 年 2 月 1 日 (木)、令和 6 年 3 月 1 日 (金) 又は令和 6 年 4 月 1 日 (月) のいずれかの日

※採用希望日を受験申込書に記入してください。ただし、現在、養成学校在学中の人は、令和 6 年 4 月 1 日 (月) となります。

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)】

◇ 初任給

大学卒 191,700 円、短大 3 卒 185,200 円

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.4 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

◇ 休暇

年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	言語聴覚士	採用希望日	令和__年__月1日
------	-------	-------	------------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記入してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)		
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
		緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	
			年 月から	卒	年中退	
			年 月まで	卒見	年在学	

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所 在 市 町 村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記入してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 187 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	株式会社ケアプラン光
事業者の主たる事務所の所在地	伊賀市小田町 1373 番地の 29
代表者名	代表取締役 後藤 道彦
代表者の住所	伊賀市小田町 1373 番地の 29
事業所名	ケアプラン光
事業所の所在地	伊賀市小田町 1373 番地の 29
事業所番号	2 4 7 1 2 0 1 5 0 5
指定年月日	令和 5 年 6 月 1 日
サービス種類	居宅介護支援

伊賀市告示第 188 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 131 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

伊賀市上野寺町自治会

代表者の氏名 坂下 充信

代表者の住所 伊賀市上野寺町 1181 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山口 義美

新代表者の氏名 坂下 充信

旧代表者の住所 伊賀市上野寺町 1186 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市上野寺町 1181 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 5 月 14 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 189 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 213 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上野ニュータウン自治会

代表者の氏名 三宅 弘敏

代表者の住所 伊賀市長田 3821 番地の 20

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 坂本 信弘

新代表者の氏名 三宅 弘敏

旧代表者の住所 伊賀市木興町 1064 番地の 260

新代表者の住所 伊賀市長田 3821 番地の 20

3 変更の年月日

令和 5 年 6 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 190 号

下記の事業者を介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和5年6月22日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	株式会社ハピネライフー光
事業者の主たる事務所の所在地	三重県津市西丸之内 36 番 25 号
代表者名	代表取締役 小島 克己
代表者の住所	鳥取県境港市竹内町 906 番地
事業所名	ハーモニーハウス津 通所介護事業所
事業所の所在地	三重県津市久居明神町字風早 2077 番地
事業所番号	2 4 7 0 5 0 2 7 5 4
指定年月日	令和5年1月1日
サービス種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 191 号

令和 5 年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱(平成 28 年伊賀市告示第 177 号) 第 4 条の別に定める期間、第 5 条の別に定める未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 5 年 6 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの補助金単価 3,000 円

2 未利用間伐材搬出期間及び補助金交付申請期限

期別	未利用間伐材搬出期間	補助金交付申請期限
令和 5 年度第 1 期	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月末日まで	令和 5 年 7 月 14 日
令和 5 年度第 2 期	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月末日まで	令和 5 年 10 月 13 日
令和 5 年度第 3 期	令和 5 年 7 月 1 日から 令和 5 年 12 月末日まで	令和 6 年 1 月 12 日
令和 5 年度第 4 期	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 2 月末日まで	令和 6 年 3 月 8 日

伊賀市告示第 192 号

伊賀市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 6 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金支給要領」（令和 5 年 5 月 12 日付子福第 05-107 号通知）に基づき、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 伊賀市（以下「市」という。）は、令和 5 年 4 月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給の決定が令和 6 年 2 月 29 日までにある者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等)

第 3 条 給付金の支給は、前条の規定により給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）1 人につき、2 万円を 1 回限りとする。ただし、法第 5 条に規定する監護等児童が 2 人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに当該監護等児童のうちの 1 人以外の監護等児童につき 2 万円を加算した額とする。

(支給の申込み等)

第 4 条 市は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金受給拒否の届出書（様式第 1 号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込みを行った後、速やかに給付金の支給を決定し、当該申込みをした支給対象者に対し給付金を支給する。ただし、前項の規定による届出をした支給対象者については、この限りでない。

4 市長は、前項本文の規定による支給をもって、同項本文の規定により支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。

（支給の方式）

第5条 支給決定者に対する給付金の支給は、児童扶養手当の振込みにおける当該支給決定者の指定の口座への振込みにより行う。

2 支給決定者は、前項の規定による口座への振込みを同項に規定する指定の口座以外の口座に変更しようとするときは、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

（口座の確認ができなかった場合等の取扱い）

第6条 市長が第4条第3項の規定による支給の決定を行った後、前条第1項に規定する口座（同条第2項の規定による変更の届出があったときは、当該届出があった口座）に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約又は変更等の事由により、令和6年3月31日までに指定口座が確認できない場合は、本件契約は解除されたものとする。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月30日から施行する。

伊賀市告示第 193 号

伊賀市私立保育園等運営支援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市私立保育園等運営支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する市内の保育施設において安定的な給食の実施を図るため、伊賀市私立保育園等運営支援事業を実施することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 伊賀市私立保育園等運営支援事業により支給する支援金（以下「支援金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）を運営する者とする。

(支給対象経費)

第3条 支援金の支給の対象となる経費は、支給対象者がその運営する特定教育・保育施設で令和5年4月から令和6年3月までの間に当該特定教育・保育施設の利用者に提供する給食に使用する食材等の購入に要する経費（利用者の負担に係る部分を除く。）のうち、令和4年4月から令和5年3月までの間に当該特定教育・保育施設の利用者に提供した給食に使用した食材等の購入に要した経費（利用者の負担に係る部分を除く。）と比較して食材等の価格高騰により増加した部分とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条に規定する支援金の支給の対象となる経費の額とする。ただし、令和5年4月から令和6年3月までの間に当該特定教育・保育施設の利用者に提供した給食1食当たり20円を限度とする。

(申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、私立保育園等運営支援金支給申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を支給すべきと認めるときは、支援金の支給を決定し、私立保育園等運営支援金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、支援金の支給の対象となった給食の提供が完了したときは、令和6年3月31日までに私立保育園等運営支援金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（支援金の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、支援金の額を確定し、私立保育園等運営支援金支給確定通知書（様式第4号）により当該支給決定者に通知するものとする。

（支援金の支給）

第9条 支援金の支給は、前条の規定により支援金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が支給の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第6条の規定による支援金の支給の決定の範囲内で概算払をすることができる。

2 支給決定者は、前項ただし書に規定する概算払を受けようとするときは、私立保育園等運営支援金概算払申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。